

国民年金が「のぞき」

こんなときも国民年金の届出は忘れずに

就職、退職、結婚などによって加入者の種類が変わることがあります。届け出をしなかったために将来年金が受けられなくなる場合がありますので、次の届け出も忘れずに行いましょう。

就職・転職・退職したとき

会社に就職したとき
厚生年金(共済組合)に加入する手続きは、勤務先の事業所を通じて行います。

被扶養配偶者がいる場合は、勤務先の事業所を通じて国民年金第3号被保険者への手続きが必要です。

会社を退職したとき

厚生年金(共済組合)に加入していた人が60歳前に退職したときは、住所地の市区町村役場へ国民年金第1号被保険者への手続きが必要

です。扶養する配偶者(第3号被保険者)がいる場合は、併せて配

偶者の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きが必要です。

※この場合、社会保険等(健康保険)を任意加入する場合を除き、国民健康保険の加入手続きも必要になります。事業所が交付する「社会保険等離脱証明書・印鑑」を持参のうえ年金手続きと併せて行ってください。(詳細はお問合せください。)

結婚したときなど(被扶養配偶者になつた・被扶養配偶者でなくなった)

結婚などにより、被扶養配偶者になつたとき
結婚した場合や、収入が減って厚生年金(共済組合)に加入している配偶者に扶養されるようになったときは、国民年金第3号被保険者への手続きをしてください。配偶者の勤務先の事業所を通じて手続きします。

被扶養配偶者でなくなったとき

本人の収入が増えて扶養から外れたり、配偶者が退職したときは、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きが必要です。住所地の市区町村役場へ手続きします。

厚生年金(共済組合)に加入している方が65歳(年金受給者)になつたとき

60歳未満の被扶養配偶者は第3号被保険者でなくなり、すので、住所地の市区町村役場へ第1号被保険者への種別変更の手続きが必要です。

加入者の種類

20歳になると、日本国内に住所のある人全てが国民年金に加入しなければなりません。加入者は、保険料の納付方法や給付方法が異なっているため、3種類に分類されます。

| | |
|---------|--|
| 第1号被保険者 | 自営業者、農林漁業者、無職、自由業者などの人とその配偶者、学生 |
| 第2号被保険者 | 厚生年金保険加入者、共済組合員、船員 |
| 第3号被保険者 | 会社員などの第2号被保険者(厚生年金・共済組合の被保険者)に扶養されている配偶者 |

保険料納付が困難なとき

退職(失業)による特例免除
国民年金には保険料納付が困難な方で本人、配偶者、世帯主の前年度の所得が一定額以下の方が申請することで、国民年金の保険料が免除される制度があります。(一部納付制度

もありませんが、この場合は保険料の一部を納付しなければ未納期間となります。)

ただし、失業※1、倒産※1、事業の廃止※1、天災などが原因で所得がなくなったことにより国民年金の保険料が納付出来ない方は、その事実が確認できる公的機関の証明書※2の写しを添付していただくと、その方の前年度所得は審査対象外となります。

※1 免除を申請する日の属する年度またはその前年度に失業(離職)された方が対象です。

※2 雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票・離職者支援資金の貸付決定通知など

申請は住所地の市区町村役場または社会保険事務所で行ってください。なお、申請の際には公的機関の証明書のほかに①年金手帳または基礎年金番号のわかるもの②印鑑(本人が署名する場合は不要です)③他の市町村から転入された方(その年の1月1日住所地に住所を有しない人)は、前年の所得を証明するものをお持ちください。

所得審査対象一覧

| 区分 | 申請者(本人)の前年度所得 | 配偶者の前年度所得 | 世帯主の前年度所得 |
|-----------------------|---------------|-----------|-----------|
| 一般の免除申請 | 審査対象 | 審査対象 | 審査対象 |
| 申請者(本人)が失業したことによる特例申請 | 審査対象外 | 審査対象 | 審査対象 |

※配偶者または世帯主が失業した場合にもそれぞれ審査対象外となります。

今回のお知らせの内容のほかにも各種の届出(被保険者の資格に関する届出・保険料に関する届出・給付に関する届出)が必要な場合があります。各種届出の詳細については下記までお問合せください。

届出・問合せ 国保年金課 ☎2512
住民総合相談室(追分庁舎) ☎25 2411